平成三十年九月二十六日 農林水産大臣 齋藤 健行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施の農林水産省令第六十三号

官

掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

;	改	正後		改	正前	
	別表二(第九条関係)			別表二(第九条関係)		
	地域	植物	物) ・ 物) ・ 物) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	地域	植物	物) る検疫有害動植 (対象とす
	イラン、サウジアラビア、 ー イエメン、イスラエル、	び第六十四に掲げるものを除く。)、アキー、アボカド(付表第六十及	Ceratitis capitata	イラン、サウジアラビア、 イスシ、イスラエル、	び第六十四に掲げるものを徐く。)、アキー、アボカド(付表第六十及	Ceratitis capitata
	リア、	あめだまのき、オールスパイス、	ミバエ)	リア、	あめだまのき、オールスパイス、	ミバエ)
	レバノン、アルバニア、イ	オリーブ、カシューナッツ、キウ		イ、アル	オリーブ、カシューナッツ、キウ	
	タリア、オーストリア、オ	イフルーツ、きばなきようちくと		タリア、オーストリア、オ	イフルーツ、きばなきようちくと	
	ランダ、キプロス、ギリシャ、	う、ククミス・ディプサケウス、		ランダ、キプロス、ギリシャ、	う、ククミス・ディプサケウス、	
	クロアチア、コソボ、スイ	コッキニア・ミクロフィラ、コラ		クロアチア、コソボ、スイ	コッキニア・ミクロフィラ、コラ	
	セルビア、ドイツ、ハンガス、スペイン、スロベニア、	んし、ざくろ、ジャボチカバ、そロカルプス・エリプチクス、ごれ		セルビア、ドイツ、ハンガス、スペイン、スロベニア、	んし、ざくろ、ジャボチカバ、そ ロカルプス・エリプチクス、ごれ	
	ノンス、ベ	い、てりは		ノンス、 ベ		
	ボスニア・ヘルツェゴビナ、	ナンセ、なんようざくら、にがう		ボスニア・ヘルツェゴビナ、	ナンセ、なんようざくら、にがう	
	ポルトガル、マケドニア旧	り、フェイジョア、ポポー、マメー		ポルトガル、マケドニア旧	り、フェイジョア、ポポー、マメー	
	ユーゴスラビア共和国、マ	リンゴ、りゆうがん、れいし、い		ユーゴスラビア共和国、マ	リンゴ、りゆうがん、れいし、い	
	ルタ、モンテネグロ、ロシ	ちじく属植物、いんげん属植物、		ルタ、モンテネグロ、ロシ	ちじく属植物、いんげん属植物、	
	アフリ	夫		ノフリカ、バミュ		
	ガァイ、エファドル、エル諸島、アルゼンチン、ウル	こるみ属直勿、こつ属直勿、コツるものを除く。)、カリッサ属植物、		ガアイ、エファドル、エル諸島、アルゼンチン、ウル	、、6分属直勿、、つ属直勿、コツ一るものを除く。)、カリッサ属植物、	
	ドル、グアテマ	バ属植物、コーヒーノキ		ドル、グアテマ	コーヒーノエ	
	コスタリカ、コロンビア、	物、すぐり属植物、すのき(こけ		コスタリカ、コロンビア、	物、すぐり属植物、すのき(こけ	
	ニカラグア、西インド諸島	もも)属植物、とけいそう属植物、		ニカラグア、西インド諸島	もも)属植物、とけいそう属植物、	
	(キューバ、ドミニカ共和	ドビアーリス属植物、なつめ属植		(キューバ、ドミニカ共和	ドビアーリス属植物、なつめ属植	
	及びプエル	んめんし属植物、バショ		ひプエル	に	
		パパー・暑重		くく バラグア	三是など、これには、「最重り」には物(成熟していないパナナの	
	レー、ボリビア、ホノブューションラシルーへ ネスエラーへ	(寸長育一こ曷げるらのとない)、生果実を防く) ババイヤ原植物		レー、ドリごア、ホノジュートー、ドリごア、カー、ドリニア・カーへ	(寸長角一乙曷げるふのな余い。)、生果実を防く)、ハハイヤ原植物	
	ス、オーストラ	ばんじろう属植物、ぱんのき属植		ス、オーストニ	ばんじろう属植物、ぱんのき属植	
	スマニアを除く。)、ハワイ	物、ばんれいし属植物、ひいらぎ		スマニアを除く。)、ハワイ	物、ばんれいし属植物、ひいらぎ	
	諸島	 とらのお属植物、びやくだん属植		諸島	とらのお属植物、びやくだん属植	

この省令は、公布の日から施行する

	実であつて農林水産大臣が完実であって農林水産大臣が完まれる。	十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	付表	二~十七(略)																		
	実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているものます。これではいるものは、一般の地域を経由しないで輸入されるごんしはごみかんの生果	<u> </u>		(略)	果実	六十五に掲げるものを除く。)の生	十九、第四十五、第五十六及び第	物(付表第四から第八まで、第三	げるものを除く。)及びみかん科植	植物(付表第三及び第三十一に掲	二に掲げるものを除く。)、ばら科	なす科植物(付表第三及び第四十	第三十五に掲げるものを除く。)、	つ科植物、さぼてん科植物(付表	まな属植物、わた属植物、あかて	除く。)、もちのき属植物、ももた	十一及び第五十三に掲げるものを	第二、第三十六、第四十三、第五	も属植物、マンゴウ属植物(付表	九に掲げるものを除く。)、ふとも	(付表第三、第五十四及び第五十	物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物
	んしゆきみかんの生	000		(略)																		
		1																				

(新設) 一~六十四

二~十七 略 第三十五に掲げるものを除く。)、 第二、第三十六、第四十三、第五 げるものを除く。)の生果実 物(付表第四から第八まで、第三 げるものを除く。)及びみかん科植 植物(付表第三及び第三十一に掲 つ科植物、さぼてん科植物(付表 まな属植物、わた属植物、あかて 除く。)、もちのき属植物、ももた 十一及び第五十三に掲げるものを も属植物、マンゴウ属植物(付表 九に掲げるものを除く。)、ふとも 物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物 十九、第四十五及び第五十六に掲 なす科植物(付表第三及び第四十 二に掲げるものを除く。)、ばら科 (付表第三、第五十四及び第五十 略 略